若宮保育園運営規程

(事業所の名称等)

- 第1条 社会福祉法人若宮福祉会が設置経営する保育所の名称及び所在地は次のとおりとする。
 - (1) 名称 若宮保育園
 - (2) 所在地 長崎県長崎市伊良林2丁目15-43

(施設の目的及び運営方針)

第2条

- 1. 若宮保育園(以下「当保育園」という。)は、保育を必要とする乳児及び幼児を受入れ、園児が明る く衛生的な環境で、心身ともに健やかに社会の一員として育成されることを目的として保育事業を 行う。
- 2. 当保育園は、「長崎市児童福祉施設の設備及び運営基準に関する基準を定める条例(平成 24 年 12 月 20 日長崎市条例第 44 号)」、その他関係法令を遵守し、保育事業を行う。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第3条 当保育所に勤務する職員の職種,員数及び職務内容は,次のとおりとする。ただし、入所児童の状況等により、年度途中の職員の員数は変動することがあり得る。
 - (1) 園長 1名(常勤専従)

園長は、保育所を総括し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指導監督を行うとともに、 園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 主任保育士 1名(常勤専従)

主任保育士は、保育士間の業務調整、保育向上のための技術的指導等を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を総括する。

(3) 保育士 7名

保育士は、入所児童の保育業務に従事し、その計画の立案、実施、記録及び保護者との連絡調整等の業務を行う。

(4) 調理員 1名

調理員は、入所児童の発育・発達段階に応じた計画的な食事計画を作成するとともに、 食材の衛生管理や調理器具の保守点検を行い、安全・安心な食事、おやつを提供する。

(5) 嘱託医

嘱託医は、入所児童の健康診断や職員の健康相談、園舎の衛生管理に関する助言指導を行う。

(提供する保育等の内容)

- 第4条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定 に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針(保育所保育指針)に基 づき提供する保育のほか、いかに掲げる保育その他便宜の提供を行う。
 - (1) 一時預かり事業

(2) 食事の提供

(利用定員)

第5条 当保育園の利用定員は、子ども・子育て支援法(以下、「法」という。)に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

(1) 法第19条第1項第2号の子ども(保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という)

人

(2) 第19条第1項第3号の子ども(保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という)

人

(3) 3号認定の子どものうち、満1歳未満の子ども

(保育の提供を行う日)

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日を除く。

(保育を提供する時間)

- 第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。
 - (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時から 19時までの範囲内で、延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

9時から17時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、17時から 19時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条

- 1. 当保育園は、支給認定保護者が支給認定を受けた市町に徴収される保育料のほか、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価及び特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。
- 2. 当保育園は、前項の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った支給 認定保護者に対し交付するものとする。

(利用の開始に関する事項)

第9条 当保育園は、市町から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

- 第10条 当保育園は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 園児が小学校に就学したとき。
 - (2) 2号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
 - (3) 3号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
 - (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第11条

- 1. 保育の提供を行っているときに、入所児童の体調に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は入所児童の主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。
- 2. 保育の提供により事故が発生した場合は、直ちに<mark>委託を受けた市町、</mark>入所児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3. 保育の提供により事故が発生した場合は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録する とともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4. 入所児童に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(非常災害対策)

- 第12条 当保育園は、自然災害、火災、その他の防災対策について計画的な防災訓練と非常災害に備 えて、消防計画等を作成し、計画的な防災訓練と設備改善を図るものとする。
- 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練については、防火管理者又は火気・消防等についての責任者 を定め、少なくとも毎月1回行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当保育園は、入所児童の人権の擁護、虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修等の実施を講じるものとする。

(健康管理)

第14条

- 1. 当保育園は、入所児童に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断を実施し、 記録等の整備を行い、適正に管理するものとする。
- 2. 職員の健康診断は年1回以上、調理員等給食関係者の検便は毎月実施するものとする。なお、調乳を行う保育士にあっても、毎月検便を実施するものとする。

(保護者との連絡)

第15条 入所児童の行動や生活、健康状態について、常に保護者との連絡を図り、相互の意思疎通を

図るよう努めるものとする。

(地域との交流)

第16条 当保育園は、常に地域との交流に努め、保育園に対する理解と協力を得ることにより、入 所児童が社会の一員として健全に育成されるよう努めるものとする。

(文書の管理)

第17条 当保育園は、施設、職員、設備、会計等に関する諸記録の整備を適正に行うものとする。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別 表

1. 保育の提供に要する利用者負担その他の費用の種類

項目	内 容		金額
保護者会費	行事等に要するタクシー代、土産代他	月額	500円
卒園積立金(4.5歳児)	卒園記念品	月額	300円
新学期用品	出席カード、安全会費等	約	1,500円
副食費	3. 4. 5 歳児	月額	5,500円

*当保育園は、上記支払いを受けた場合は、集金袋に領収印を押印する。

2. 延長保育に係る利用者負担

延長30分まで・・・ 200円

延長1時間まで・・・ 250円

*当保育園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収書を交付する。